

発議第2号

ロシアによるウクライナ侵略に対して厳重に抗議し、ロシア軍の即時撤退を求める決議

我が国は、戦後一貫して世界の平和と協調を不朽の価値観とし、二度と戦争を起こさない不戦の思いを標榜してきた。

ウクライナを巡る諸情勢においても、主権国家としての同国の立場を尊重しながら、国際社会と共に支援を行い、その民主化・自由化を推進してきた。

このような我が国と国際社会の懸命の努力にも関わらず、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部地域の独立を承認し、去る2月24日、遂に同国への侵略戦争を開始し、無防備な市民の尊い人命が失われている。ロシアによる侵略行為は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法に違反しており、また国連憲章の極めて重大な違反である。

いかなる場合であっても、力による一方的な現状変更は認められることなく、国際秩序への重大な挑戦と言わざるを得ない。

甲斐市議会としては、最大限の言辞を持ってロシアに対し厳しく抗議し、ロシア軍のウクライナからの即時撤退を強く求める。

さらに、甲斐市議会及び甲斐市民は、ウクライナ国民の苦難と悲しみ、そして勇敢さに常に寄り添うことを表明する。

また、国においては、ロシアに対して、厳しくかつ粘り強い外交交渉を続けるとともに、ウクライナに在住する邦人の安全確保と、今般の動乱による国民生活への影響に対して全力で対処することを求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

山梨県甲斐市議会